



## 佐伯市と大規模災害時の応援に関する協定を締結 ～国と市が協力して住民の安全を確保します～

平成23年6月16日、『大規模災害時の応援に関する協定』を佐伯市と九州地方整備局が締結しました。特に東日本大震災以降は協定を結ぶ自治体も増えており、自治体の防災意識が高まっています。佐伯市と佐伯河川国道事務所は、番匠川の管理や国道10号の管理、または東九州道の建設などで密接な関係にあります。この協定では、大規模災害時における応援の内容、被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣、応援の実施、応援の手続きや経費の負担などを規定しており、災害時の支援がより迅速に行えることが期待されています。

佐伯市は面積が広く災害時の対応は迅速に行う必要があります。佐伯市長も「**行政が1つになり地域住民の安全を確保する体制が整った**」と話をされていたのが印象的でした。

日頃より会議や訓練等で共通認識を持ち、相互の連携・支援が円滑に進むようにしていきたいと考えています。



テレビや新聞で報道されました。



協定の立ち会い人も併せての写真撮影



協定の調印式の様子



佐伯市長への取材の様子



### 発行及び問い合わせ先



国土交通省九州地方整備局  
佐伯河川国道事務所 調査第一課  
〒876-0813 大分県佐伯市長島町4丁目14-14  
TEL : 0972-22-1880  
FAX : 0972-23-2726

国道57号(県境付近)と番匠川(番匠大橋付近)の  
ライブ映像が見られます

URL ⇒ <http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/>



佐伯河川国道事務所  
〒876-0813  
大分県佐伯市長島町4丁目14-14  
☎0972-22-1880(代)

